

アジア・アフリカ農村開発機構分担金（継続）

1 趣旨

アジア・アフリカ農村開発機構（AARRO：2000年に改名、設立当初はアジア・アフリカ農村復興機構）は、1962年3月、エジプトのカイロで開催されたアジア・アフリカ農村復興会議（日本、インド等18カ国の代表が参加）において、これら地域の農村の福祉の向上や飢餓、貧困等の克服等を目的としたアジア・アフリカ農村復興機構憲章が決定されたことに伴い、食料不足の克服とこれら地域における新興独立国の経済的自立の促進を図ること等を目的として、日本、インド、リビア、マレーシア、エジプト、シリアが設立発起人となって設立された国際機関である。

我が国は、「1国の政府あるいは当該政府の承認を受けて政府機関又は民間の農民全国組織で農村開発に関心あるものが全員資格を持つ。」との憲章の会員資格の定めにより、設立の当初から政府に代わり全国農協中央会に加入を求め、我が国が会費の分担、その他の協力を行う役割分担により、この機関の活動を支援している。

2 政府の助成理由

我が国がアジア・アフリカ地域の農村復興について国際協力の責務を果たす上で、加盟団体である全国農協中央会に対する助成を通じて拠出することが、適当かつ効率的であるため。

3 事業開始時期

昭和38年度

4 補助金交付先

全国農業協同組合中央会

5 平成18年度概算決定額

14,000（14,000）千円

【担当課：経営局協同組織課】